

公立大学法人名桜大学 I R 室規程

(平成 30 年 1 2 月 1 3 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人名桜大学企画戦略会議規程第 2 条の規定に基づき、本法人の運営のために計画策定、政策決定するため必要な意思決定を支援することを目的として、公立大学法人名桜大学インスティテューショナル・リサーチ室（以下「I R 室」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 I R 室が行う任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学が保有する各種資料・情報収集・分析及び提供に関する事。
- (2) 大学運営に資する各種情報の収集・分析及び提供に関する事。
- (3) I R の普及及び促進に関する事。
- (4) その他 I R に関する事。

(組織)

第 3 条 I R 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 専任室員
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 学長が必要と認めるときは、I R 室に副室長を置くことができる。

(室長)

第 4 条 室長は、本学の職員のうちから学長が指名する。

2 室長は、I R の業務を掌理する。

(副室長)

第 5 条 第 3 条第 2 項に基づき副室長を置くときは、本学職員のうちから、室長の推薦を受け学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐する。

(専任室員)

第 6 条 I R 室に専任室員を置く。

(任期)

第 7 条 室長、副室長及びその他学長が認めた者の室員の任期は 2 年とし、専任室員はその限りではない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 8 条 I R 室に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、I R に関し必要な事項は、I R 室が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年12月13日から施行する。